

仕様書

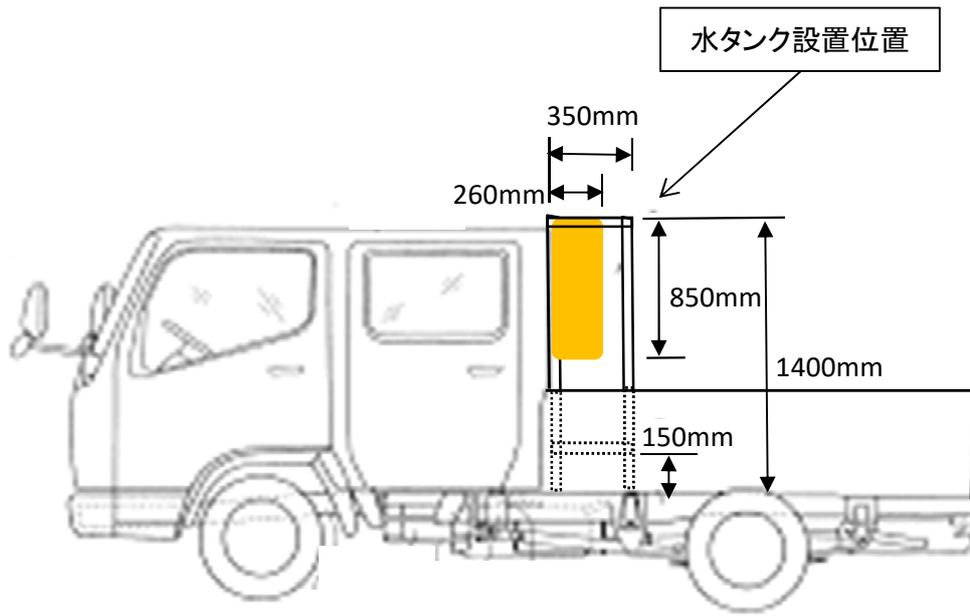
1 車 種	貨物自動車
2 形 状	キャブオーバー（ダブルキャブ）
3 規 格	(1) 総排気量 2,700cc～3,000cc (2) 燃 料 軽油 (3) 駆動方式 四輪駆動 (4) ミッション形式 オートマチック (5) 乗車定員 6人 (6) 車両寸法 全長 4,430～4,690 mm、全幅 1,600～1,695 mm、 全高 1,900～1,990mm、床面地上高 725～860 mm (7) 車 体 色 イエロー (配色は道路作業車と同系色。詳細は札幌市と協議すること。) (8) 架 装 別紙架装仕様書による架装を施すこと。 (9) 適用免許 準中型自動車免許（架装を含めた車両総重量 7.5 トン未満）で 運転可能であること。
4 年式指定	■令和4年以降（新規登録）
5 付 属 品	■エアコン ■AM・FMラジオ ■カーナビゲーションシステム ■エアバック（運転席・助手席） ■サイドバイザー（運転席・助手席） ■スノーブレード一式 ■スタッドレスタイヤ（ホイール付） ■スペヤタイヤ（パンク修理キット不可） ■標準工具一式 ■ドライブレコーダ
6 納入期限	令和5年2月1日
7 借受期間	令和5年2月1日～令和10年1月31日（60カ月）
8 借受台数	1台
9 年走行距離	約1,700km（これを超過した場合でも追加費用は発生しないものとする。）
10 引渡（納入）場所	札幌市下水道河川局事業推進部西部下水管理センター （札幌市西区八軒9条西7丁目1-30）
11 検査場所	同上
12 保管場所	同上

13 保険関係	<p>(1) 当該車両の自動車損害賠償責任保険は、受注者の負担とする。</p> <p>(2) 任意保険は受注者の負担とし、次の内容による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■年齢制限：なし ■対人保険：無制限 ■対物保険：無制限（免責額なし） ■搭乗者保険又は人身傷害保険：1名につき2,000万円以上 ■車両保険：時価（免責額なし） <p>(3) 任意保険証の写しを車検証に添付すること。</p>
14 メンテナンス等	<p>(1) 定期点検（オイル等の交換又は補充、法定点検を含む。）及び車検に係る一切の経費は受注者の負担とし、確実に実施すること。</p> <p>(2) オイル交換は半年ごとに行うこと。</p> <p>(3) 事故処理及びこれに伴う車両の修理・修繕は、札幌市の指示に従い、受注者の責任において行うこと。</p> <p>(4) 夏タイヤ及びスタッドレスタイヤは3シーズン経過後に新品のタイヤと交換すること。また、タイヤの履き替えは、札幌市の指示に従い、受注者が行うこと。</p> <p>(5) 不明な点については、札幌市と協議すること。</p>
15 費用負担	<p>(1) 車両の維持管理に要する経費のうち、札幌市が負担する費用は燃料費及びパンク修理費とし、その他の経費は受注者の負担とする。</p> <p>(2) 車両引渡時の燃料は、札幌市及び受注者の双方とも容器内100%とする。</p> <p>(3) 経費について疑義が生じた場合、札幌市と協議するものとする。</p>
16 その他	<p>(1) 納入期限までに納車できない場合は、札幌市と協議のうえ、受注者の負担により、同等車種の代車を用意すること。（代車は架装が装備されていなくても可とする。）</p> <p>(2) 仕様書等に記載のない事項については、受注者と札幌市が協議のうえ、決定する。</p> <p>(3) リース期間終了後は、受注者が保管場所から車両を引取ること。</p>
17 担 当	<p>札幌市西区八軒9条西7丁目1-30 札幌市下水道河川局事業推進部西部下水管理センター</p>

架 装 仕 様 書

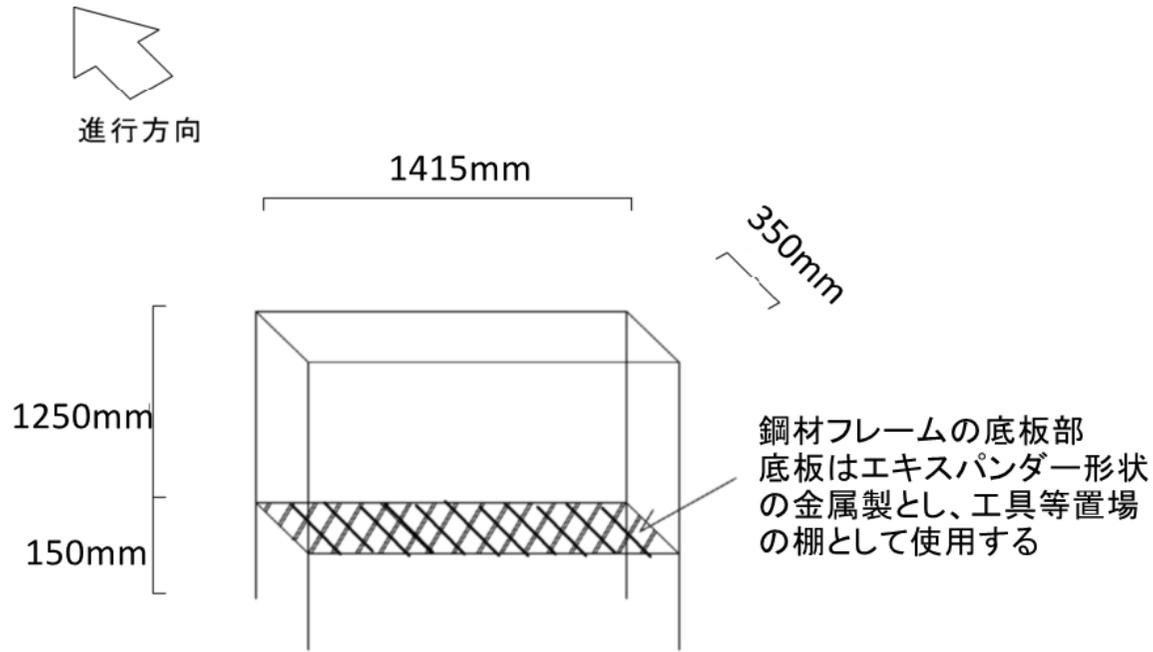
架装内容	仕様・規格
1 荷台の保護	荷台の内側の底面及び側面（パワーゲートは除く。）に鋼板を張る等、荷物の積み下ろし等による損傷を防ぐ架装を施すこと。
2 パワーゲートの取付	(1) リフト方式 垂直昇降式 (2) 最大リフト能力 600 Kg 程度 (3) 材質 鋼板（鋼製）
3 架台の設置	荷台の前部に札幌市が所有する水タンク（容量：250 ℓ、重量：50 kg）を設置するための架台を設置すること。 (1) 形状 水タンクが満水状態でも安定した走行ができるようタンクを固定する形状であること。 (2) 寸法（参考図参照） 横幅：1,415 mm、奥行：350 mm、高さ：1,400 mm 水タンク底板の高さ：150 mm (3) 材質 フレーム：鋼材（L型アングル、幅 40 mm） 水タンク下部底板：金属製（エキスパンダー形状） (4) 架台の固定方法 架台は荷台の床面にボルト等で固定すること。（架台の取外しが可能な仕様とすること。） (5) その他 架台のフレーム及び水タンク下部の底板については、札幌市が必要に応じて加工する場合がある。また、当該加工か所については、現状回復しないことを了承すること。
【特記事項】 上記 1 及び 2 について、製作時の不具合に起因した架装の破損、故障等は、受注者が修理等を行うこと。	

参考図

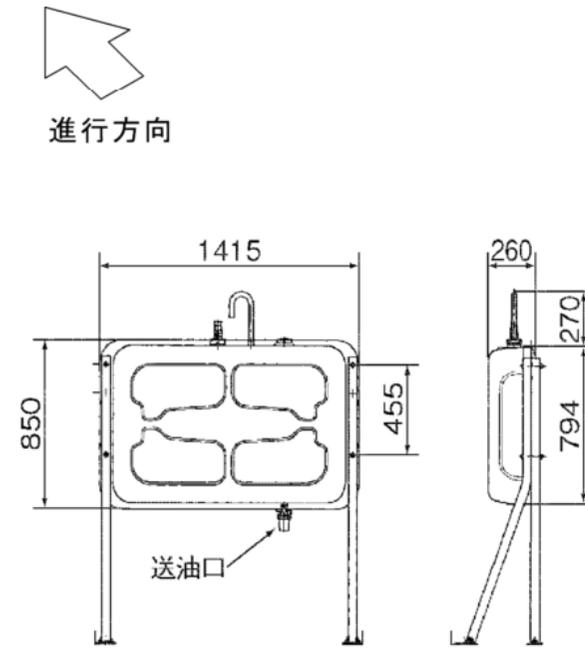


参 考 図

鋼材フレーム



設置する水タンクの形状



※ イメージ図
実際は脚部分を取り外して使用

※ フレーム加工については協議すること